

# 第 1 2 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画 書

平成 3 0 年 4 月 1 日 から

4 年 間

平成 3 4 年 3 月 3 1 日 まで

(平成 3 0 年 3 月 3 0 日 付 け 熊 本 県 告 示 第 2 9 2 号 で 公 表)

熊 本 県

# 目 次

はじめに	4
第一 計画の期間	5
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	5
1 鳥獣保護区の指定	5
(1) 方 針	5
(2) 鳥獣保護区指定等計画	7
2 特別保護地区の指定	12
(1) 方 針	12
(2) 特別保護地区指定計画	13
(3) 特別保護地区の指定内訳	15
3 休猟区の指定	16
(1) 方 針	16
(2) 指定期間	16
(3) 特例休猟区指定計画	17
4 鳥獣保護区の整備等	18
(1) 方 針	18
(2) 整備計画	18
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	19
1 鳥獣の人工増殖	19
(1) 方 針	19
2 放鳥獣	19
(1) 方 針	19
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	20
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	20
(1) 希少鳥獣	20
(2) 狩猟鳥獣	20
(3) 外来鳥獣	20
(4) 指定管理鳥獣	20
(5) 一般鳥獣	20
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	21
(1) 許可しない場合の基本的考え方	21
(2) 許可に当たっての条件の考え方	21
(3) わなの使用に当たっての許可基準	22
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	22
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	22
3 目的別の捕獲許可の基準	23
3-1 学術研究を目的とする場合	23
(1) 学術研究	23
(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）	23
3-2 鳥獣の保護を目的とする場合	24
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	24
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	24
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	25
3-3 鳥獣の管理を目的とする場合	25
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	25
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	25

3-4	その他特別の事由の場合	35
(1)	博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	35
(2)	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	35
(3)	鵜飼漁業への利用の目的	35
(4)	伝統的な祭礼行事等に用いる目的	35
(5)	その他公益上の必要があると認められる目的	35
4	その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	36
4-1	捕獲許可した者への指導	36
(1)	捕獲物又は採取物の処理等	36
(2)	従事者の指揮監督	36
(3)	危険の予防	36
4-2	許可権限の市町村長への委譲	36
4-3	鳥獣の飼養登録	36
4-4	販売禁止鳥獣等の販売許可	37
(1)	許可の考え方	37
(2)	許可の条件	37
4-5	住宅集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	37
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	38
1	特定猟具使用禁止区域の指定	38
(1)	方針	38
(2)	指定期間	38
(3)	特定猟具（銃）使用禁止区域指定計画	39
(4)	特定猟具（銃）使用禁止区域指定内訳	40
2	特定猟具使用制限区域の指定	41
(1)	方針	41
3	猟区の指定	41
(1)	方針	41
4	指定猟法禁止区域	41
(1)	方針	41
(2)	指定期間	41
(3)	指定猟法禁止区域（鉛製銃弾使用禁止区域）指定内訳	41
第六	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	42
1	第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	42
2	第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針	42
3	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	42
4	第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針	42
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	43
1	基本方針	43
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	43
(1)	方針	43
(2)	鳥獣生息分布調査	43
(3)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	43
(4)	狩猟鳥獣生息状況調査	43
(5)	第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査	43
3	法に基づく諸制度の運用状況調査	43
(1)	捕獲等情報収集調査	43
(2)	制度運用の概況情報	44

4	新たな技術の研究開発	4 4
(1)	捕獲や調査等に係る技術の研究開発	4 4
(2)	被害防除対策に係る技術開発	4 4
(3)	捕獲個体の活用や処分に係る技術開発	4 4
第八	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	4 5
1	鳥獣行政担当職員	4 5
(1)	方針	4 5
(2)	設置計画	4 5
(3)	研修計画	4 5
2	鳥獣保護管理員	4 5
(1)	方針	4 5
(2)	設置計画	4 6
(3)	年間活動計画	4 6
(4)	研修計画	4 6
3	保護及び管理の担い手の育成及び配置	4 6
(1)	方針	4 6
(2)	人材の育成及び配置	4 6
(3)	研修計画	4 6
(4)	狩猟者の育成及び確保のための対策	4 6
(5)	認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保	4 7
4	鳥獣保護センター等の設置	4 7
(1)	方針	4 7
5	取締り	4 7
(1)	方針	4 7
(2)	年間計画	4 8
6	必要な財源の確保	4 9
第九	その他	4 9
1	狩猟の適正化	4 9
2	傷病鳥獣救護への対応	4 9
(1)	傷病鳥獣の保護体制	4 9
(2)	傷病鳥獣救護の基本的な考え方	4 9
(3)	救護個体の取扱い	4 9
(4)	感染症対策	5 0
(5)	野生復帰	5 0
3	油等による汚染に伴う水鳥の救護	5 0
4	感染症への対応	5 0
(1)	高病原性鳥インフルエンザ	5 0
(2)	その他感染症	5 0
5	普及啓発	5 0
(1)	鳥獣の保護及び管理についての普及等	5 0
(2)	安易な餌付けの防止	5 1
(3)	猟犬の適正な管理	5 1
(4)	野鳥の観察施設等の整備	5 1
(5)	愛鳥モデル校の指定	5 1
(6)	法令の普及徹底	5 2

## はじめに

本県は県土の63%が森林で、そのうち人工林が61%を占め、天然林32%、その他竹林等が7%となっている。県東部の九州中央山地の標高約1,000m以上には、落葉広葉樹林(温帯林)が多く見られ、その他の地域は暖帯林としてシイ、カシなどの常緑広葉樹が広がっている。また、北東部の阿蘇地域には古くからの火入れや採草放牧によりススキ、ネザサ等を主体とした草原と人工草地が広がっている。平野部には市街地を囲むような形で農耕地が広がり、市街地も多くの樹木が造成され緑に包まれている。西部の有明海、八代海には阿蘇地域や九州中央山地から流れ込む菊池川、白川、緑川、球磨川等の河口と遠浅の干潟が広がり、河川沿いには淡水湖も見られ、さらに天草の島々など、本県は山地、平野部、沿岸部、諸島、半島と多様な環境要素が組み合わせられ構成されている。

地理的には、中国大陸の東岸に近いこともあり、日本列島を北上・南下する野鳥や朝鮮半島を經由して中国大陸や南方へ渡る鳥類の格好の中継地となっており、これまで多くの野鳥の生息が確認されており、その種類は、平成21年の日本野鳥の会熊本県支部の調査によると、367種類に及んでいる。八代海や有明海の干潟には、国際的にも希少なクロツラヘラサギが数十羽の単位で越冬している。

また、獣類については「レッドリストくまもと2014」によると県内に49種の哺乳類が確認されており、国指定特別天然記念物のカモシカ等の希少な哺乳類が生息している。

このような本県の自然環境の中で、野生の鳥獣は自然環境を構成する重要な要素の一つであり、鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)(以下「鳥獣保護管理法」という。)」はもとより、「生物多様性基本法(平成20年法律第58号)」やその他関係法令に基づき、生物多様性の保全に配慮して取り組む必要がある。

なお、オオタカについては、国内希少野生動植物種の指定を解除されたことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。)が改正され、これに併せて、オオタカの捕獲許可や販売禁止鳥獣等の販売許可に係る記述を追加し、平成30年4月1日から運用を開始するところである。

県では、「第五次熊本県環境基本計画(平成28年2月)」において、熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現を目指しており、鳥獣保護区の指定等による野生鳥獣の保護管理の推進や生物多様性の保全に係る対策の推進を図ることとしている。また、鳥獣保護センターを設置し、傷病鳥獣保護業務の充実化を図るとともに、鳥獣保護思想や自然保護思想の普及啓発を図っているところである。

一方、近年においては、一部の大型哺乳類の生息分布が全国的に見て拡大・増加傾向にあり、本県においても、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの生息分布が拡大傾向にある。

これら大型哺乳類を中心に、野生の鳥獣は深刻な農林水産業被害を引き起こしており、このため、ニホンジカ及びイノシシについては特定鳥獣保護管理計画を策定し、狩猟期間の延長、特例休猟区の指定を行うとともに、有害鳥獣捕獲許可基準の緩和や合同捕獲等を行い、被害の防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)や特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整等の保護管理対策を推進してきた。また、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(以下「鳥獣被害防止特措法」という。)」に基づく市町村鳥獣被害防止計画により、防護柵等の被害防除対策等を実施してきたところである。

このような状況を踏まえ、鳥獣保護区については、鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、今後とも地域の理解を得て継続的に更新等を行い生息環境を維持するとともに、農林水産業被害の状況を踏まえて被害の防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)等に取り組み、被害の低減も図る必要がある。

また、捕獲の担い手として重要な役割を果たしている狩猟者については、全国的な傾向と同様に、本県においても減少・高齢化していることから、狩猟免許試験の適切な実施等により人数の確保を図るとともに、平成26年の鳥獣保護管理法改正で導入された認定鳥獣捕獲等事業者制度による鳥獣捕獲等事業者、指定管理鳥獣捕獲等事業の委託をはじめとした鳥獣の捕獲の担い手となり、科学的な計画に沿って、計画的、組織的な鳥獣の捕獲等を確実に実施していくことが期待されている。

このため、第12次鳥獣保護管理事業計画(以下「第12次計画」という。)を策定し、適正な鳥獣の保護及び管理に努め、「第五次熊本県環境基本計画」に即して、人と野生鳥獣等の自然との共生を図ることとする。

## 第一 計画の期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

##### 1) 基本的な考え方

本県は変化に富んだ地形を背景に多様な鳥獣の生息に適した環境を有している。

第11次鳥獣保護管理事業計画（以下「第11次計画」という。）終了時点で県土面積の約12%を鳥獣保護区に指定し、生態系の重要な構成要素である鳥獣の保護に努めてきた一方で、自然的・社会的要因による人と鳥獣との軋轢が生じている地域がある。「第五次熊本県環境基本計画」に即して自然と共生する社会を実現するために、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう努める必要がある。

こうした状況を踏まえ、指定済みの鳥獣保護区であって本計画期間中に期間満了の時期を迎えることとなる区域については、鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、引き続き地元の利害関係人や関係団体等の合意を得ながら基本的に指定を更新する。

ただし、次の事項に該当する場合は、期間満了、指定解除及び指定区域の変更を行う。

ア 鳥獣による農林水産業被害が増大し、首長や関係団体、地元で農林水産業等の生産活動に直接携っている人や団体等の利害関係人からの意見に合理性があると認められ、また、その結果、指定を継続することが困難と判断された区域

イ 都市化・宅地化の進捗により指定当初の理由が薄れてきた区域

ウ 希少野生動物の生息地が拡大してきた区域

エ 地理的状况変化あるいは指定区域が不明瞭な区域など区域界の見直しの必要が生じた区域

##### 2) 指定期間

鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、鳥獣保護区の指定期間は10年とする。

##### 3) 関係者の合意形成

鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の指定など捕獲を規制する区域を設定するに当たっては、野生鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地元地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築や、生態系への影響にも十分留意する。

特に、指定する区域周辺での農林水産業被害に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲や国が定める指定管理鳥獣の管理の取組み等により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する。

##### 4) 計画策定の留意点

鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の捕獲を規制する区域が地域的・期間的に相互にうまく連関するよう設定し、当計画の策定当初から具体的な指定等の当該年度段階に至るまで、地元の各地域振興局において関係者の合意形成に配慮した計画づくりに努める。

##### 5) 希少鳥獣生息地の保護区等

希少野生動物であるクロツラヘラサギの渡来地については、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域等の指定に向けて、地元関係者の同意が得られるよう努め、計画期間中に地元の同意が得られる場合は計画変更により対応する。

##### 6) 保護区の管理

全体として、これまで指定してきた鳥獣保護区等を基本に鳥獣の保護繁殖を図ることとし、大幅な指定区域の変更は行わず、自然公園法、自然環境保全法等の指定地域を極力

包含するよう配慮しながら、森林鳥獣生息地・身近な鳥獣生息地等の指定を主体とした鳥獣保護区等の質的高位水準の確保に努める。

## ② 指定区分ごとの方針

鳥獣保護区は次の区分に従って指定する。

なお、行政区界に接して鳥獣保護区を指定する場合には、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るとともに、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保にも資するため、次の要件を満たすいずれかの地域から選定する。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積が概ね10,000haごとに1箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めてきたところであるが、今後は、必要に応じて保護を目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮したうえで、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している地域

### 2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資する。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定するものとし、1箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域

イ 広葉樹林等多様な森林植生が含まれる地域

ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

### 3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地等のうち次の要件のいずれかを満たす必要な地域について、鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も含めて指定する。

ア 渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域

イ 鳥類の渡りの経路上必要な地域

### 4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、採餌、休息、又はねぐらとするための後背地又は水面等も含めて指定する。

### 5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、本県が作成したレッドリストくまもと2014に掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域を指定する。

### 6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定する。

### 7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然との触れ合い若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定する。

## (2) 鳥獣保護区指定等計画

(単位：h a)

(第1表)

区分	鳥獣保護区 指定の目標	既指定 鳥獣保護区 (A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区					本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
				30年 度	31年 度	32年 度	33年 度	計(B)	30年 度	31年 度	32年 度	33年 度	計(C)	
森林鳥獣 生息地	箇所	46	63	箇所					0					0
	面積	13,800	64,635	変動面積					0					0
大規模 生息地	箇所			箇所					0					0
	面積			変動面積					0					0
集団渡来地	箇所		2	箇所					0					0
	面積		4,947	変動面積					0					0
集団繁殖地	箇所			箇所					0					0
	面積			変動面積					0					0
希少生息地	箇所			箇所					0					0
	面積			変動面積					0					0
生息地回廊	箇所			箇所					0					0
	面積			変動面積					0					0
身近な鳥獣 生息地	箇所		38	箇所					0					0
	面積		14,552	変動面積					0					0
計	箇所	46	103	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	13,800	84,134	変動面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(環境省基準) 目標箇所=森林面積 462,465 h a  $\times$  1/10,000 = 46 箇所目標面積=46 箇所  $\times$  300 h a = 13,800 h a

区分		本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区					計画期間中の増減	計画終了時の鳥獣保護区
		30年度	31年度	32年度	33年度	計(D)	30年度	31年度	32年度	33年度	計(E)	※1	※2
森林鳥獣生息地	箇所	1				1					0	0	63
	変動面積	14				14					0	-14	64,621
大規模生息地	箇所					0					0	0	
	変動面積					0					0	0	
集団渡来地	箇所					0					0	0	2
	変動面積					0					0	0	4,947
集団繁殖地	箇所					0					0	0	
	変動面積					0					0	0	
希少鳥獣生息地	箇所					0					0	0	
	変動面積					0					0	0	
生息地回廊	箇所					0					0	0	
	変動面積					0					0	0	
身近な鳥獣生息地	箇所					0	1				1	-1	37
	変動面積					0	1				1	-1	14,551
計	箇所	1				1	1				1	-1	102
	変動面積	14				14	1				1	-15	84,119

※1 箇所数 B-E  
面積 B+C-D-E

※2 箇所数 A+B-E  
面積 A+B+C-D-E

① 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	局名
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成 30 年度	森林鳥獣生息地	浦	更新	145	0	145	H30.11.1 ~ H39.10.31		宇城
	森林鳥獣生息地	御坂	更新	242	0	242	H30.11.1 ~ H40.10.31		宇城
	身近な鳥獣生息地	砥用小学校	更新	1	0	1	H30.11.1 ~ H39.10.31		宇城
	身近な鳥獣生息地	豊福	更新	240	0	240	H30.11.1 ~ H39.10.31		宇城
	身近な鳥獣生息地	緑川	更新	690	0	690	H30.11.1 ~ H39.10.31		宇城
	森林鳥獣生息地	大官山	更新	886	0	886	H30.11.1 ~ H40.10.31		上益城
	身近な鳥獣生息地	小峰	更新	3	0	3	H30.11.1 ~ H39.10.31		上益城
	身近な鳥獣生息地	豊内	更新	168	0	168	H30.11.1 ~ H39.10.31		上益城
	集団渡来地	有明	更新	4,694	0	4,694	H30.11.1 ~ H39.10.31		玉名
	身近な鳥獣生息地	木葉小学校	更新	19	0	19	H30.11.1 ~ H39.10.31		玉名
	身近な鳥獣生息地	大津山	更新	55	0	55	H30.11.1 ~ H40.10.31		玉名
	森林鳥獣生息地	国見山	更新	330	0	330	H30.11.1 ~ H39.10.31		玉名、鹿本
	森林鳥獣生息地	米原	更新	425	0	425	H30.11.1 ~ H39.10.31		鹿本
	森林鳥獣生息地	彦岳	更新	634	0	634	H30.11.1 ~ H39.10.31		鹿本
	身近な鳥獣生息地	山内小学校	更新	3	0	3	H30.11.1 ~ H40.10.31		鹿本
	森林鳥獣生息地	小牧羅漢	更新	217	0	217	H30.11.1 ~ H39.10.31		阿蘇
	森林鳥獣生息地	荻岳	更新	250	0	250	H30.11.1 ~ H39.10.31		阿蘇
	森林鳥獣生息地	色見	更新	370	0	370	H30.11.1 ~ H40.10.31		阿蘇
	森林鳥獣生息地	宮原	更新	464	0	464	H30.11.1 ~ H39.10.31		阿蘇
	森林鳥獣生息地	山鹿	更新	480	0	480	H30.11.1 ~ H39.10.31		阿蘇

平成 30 年度	森林鳥獣生息地	休暇村	更新	480	0	480	H30. 11. 1 ~ H39. 10. 31		阿蘇
	森林鳥獣生息地	冠ヶ岳	更新	480	0	480	H30. 11. 1 ~ H40. 10. 31		阿蘇
	森林鳥獣生息地	乙姫	更新	597	0	597	H30. 11. 1 ~ H39. 10. 31		阿蘇
	森林鳥獣生息地	満願寺	更新	699	0	699	H30. 11. 1 ~ H40. 10. 31		阿蘇
	森林鳥獣生息地	斧岳	更新	900	0	900	H30. 11. 1 ~ H39. 10. 31		阿蘇
	森林鳥獣生息地	長陽	更新	1, 423	0	1, 423	H30. 11. 1 ~ H40. 10. 31		阿蘇
	森林鳥獣生息地	下巢	更新	1, 472	-14	1, 458	H30. 11. 1 ~ H39. 10. 31	境界不明確による区域変更	阿蘇
	身近な鳥獣生息地	小地野	更新	95	0	95	H30. 11. 1 ~ H40. 10. 31		阿蘇
	森林鳥獣生息地	河俣	更新	1, 409	0	1, 409	H30. 11. 1 ~ H40. 10. 31		八代
	身近な鳥獣生息地	河俣小学校	満了	1	-1	0	更新しない	指定理由の消滅	八代
	森林鳥獣生息地	福浜	更新	600	0	600	H30. 11. 1 ~ H39. 10. 31		芦北
	身近な鳥獣生息地	大野小学校	更新	3	0	3	H30. 11. 1 ~ H39. 10. 31		芦北
	身近な鳥獣生息地	水俣	更新	630	0	630	H30. 11. 1 ~ H39. 10. 31		芦北
	身近な鳥獣生息地	瀬戸堤	更新	263	0	263	H30. 11. 1 ~ H39. 10. 31		球磨
	身近な鳥獣生息地	市房ダム	更新	285	0	285	H30. 11. 1 ~ H39. 10. 31		球磨
	森林鳥獣生息地	天草西部	更新	981	0	981	H30. 11. 1 ~ H40. 10. 31		天草
	森林鳥獣生息地	福連木	更新	1, 490	0	1, 490	H30. 11. 1 ~ H39. 10. 31		天草
	森林鳥獣生息地	御所浦	更新	2, 163	0	2, 163	H30. 11. 1 ~ H39. 10. 31		天草
	身近な鳥獣生息地	千巖山・松島	更新	800	0	800	H30. 11. 1 ~ H39. 10. 31		天草
	身近な鳥獣生息地	五和	更新	3, 755	0	3, 755	H30. 11. 1 ~ H40. 10. 31		天草
計		40 箇所		28, 842	-15	28, 827			
平成 31 年度	身近な鳥獣生息地	少年自然の家	更新	294	0	294	H31. 11. 1 ~ H41. 10. 31		菊池
	森林鳥獣生息地	菊池水源	更新	1, 292	0	1, 292	H31. 11. 1 ~ H41. 10. 31		菊池、阿蘇
	森林鳥獣生息地	湯風呂	更新	120	0	120	H31. 11. 1 ~ H41. 10. 31		阿蘇

	森林鳥獣生息地	高岳	更新	400	0	400	H31.11.1 ~ H41.10.31		阿蘇
平成 31 年度	森林鳥獣生息地	小柏	更新	620	0	620	H31.11.1 ~ H41.10.31		阿蘇
	身近な鳥獣生息地	遊雀	更新	102	0	102	H31.11.1 ~ H41.10.31		阿蘇
	森林鳥獣生息地	宮原	更新	394	0	394	H31.11.1 ~ H41.10.31		八代
	身近な鳥獣生息地	人吉・城山	更新	120	0	120	H31.11.1 ~ H41.10.31		球磨
計		8 箇所		3,342	0	3,342			
平成 32 年度	森林鳥獣生息地	端海野	更新	265	0	265	H32.11.1 ~ H42.10.31		球磨
		1 箇所		265	0	265			
平成 33 年度	森林鳥獣生息地	目丸	更新	1,940	0	1,940	H33.11.1 ~ H43.10.31		上益城
	身近な鳥獣生息地	野鳥の森	更新	829	0	829	H33.11.1 ~ H43.10.31		上益城
	身近な鳥獣生息地	小岱山	更新	480	0	480	H33.11.1 ~ H43.10.31		玉名
	身近な鳥獣生息地	川辺小学校	更新	41	0	41	H33.11.1 ~ H43.10.31		鹿本
	身近な鳥獣生息地	下釜松原ダム	更新	243	0	243	H33.11.1 ~ H43.10.31		阿蘇
	森林鳥獣生息地	葉木	更新	1,818	0	1,818	H33.11.1 ~ H43.10.31		八代
	身近な鳥獣生息地	大島	更新	47	0	47	H33.11.1 ~ H43.10.31		天草
計		7 箇所		5,398	0	5,398			
指定区分別計	森林鳥獣生息地	31 箇所		23,986	-14	23,972			
指定区分別計	身近な鳥獣生息地	24 箇所		9,167	-1	9,166			
指定区分別計	集団渡来地	1 箇所		4,694	0	4,694			
合計		56 箇所		37,847	-15	37,832			

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

#### ① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で特に重要な区域については、特別保護地区を指定するよう努めるものとし、第1次計画における指定地区については、維持保全するよう努める。

なお、指定に係る基本的な考え方等は鳥獣保護区の取扱いに準ずる。

また、特別保護地区の指定に当たっては、指定期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区の鳥獣の安定した生息の場とするため、直接可猟区域と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

#### ② 指定区分ごとの方針

##### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するよう努める。

##### 2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

##### 3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

##### 4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

##### 5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

##### 6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

##### 7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

## (2) 特別保護地区指定計画

(単位：h a、箇所)

(第3表)

区分	特別保護地区 指定の目標	既指定 特別保護地区 (A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)					本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				30年度	31年度	32年度	33年度	計(B)	30年度	31年度	32年度	33年度	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所		6	箇所					0					0
	面積		613	変動面積					0					0
大規模生息地	箇所			箇所					0					0
	面積			変動面積					0					0
集団渡来地	箇所			箇所					0					0
	面積			変動面積					0					0
集団繁殖地	箇所			箇所					0					0
	面積			変動面積					0					0
希少鳥獣生息地	箇所			箇所					0					0
	面積			変動面積					0					0
生息地回廊	箇所			箇所					0					0
	面積			変動面積					0					0
身近な鳥獣生息地	箇所			箇所					0					0
	面積			変面積					0					0
計	箇所		6	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		613	変動面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分		本計画期間に区域縮小する特別保護地区					本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区（再指定も含む）					計画期間中の増減	計画終了時の特別保護地区
		30年度	31年度	32年度	33年度	計(D)	30年度	31年度	32年度	33年度	計(E)	※1	※2
森林鳥獣生息地	箇所					0					0	0	6
	変動面積					0					0	0	613
大規模生息地	箇所					0					0	0	0
	変動面積					0					0	0	0
集団渡来地	箇所					0					0	0	0
	変動面積					0					0	0	0
集団繁殖地	箇所					0					0	0	0
	変動面積					0					0	0	0
希少鳥獣生息地	箇所					0					0	0	0
	変動面積					0					0	0	0
生息地回廊	箇所					0					0	0	0
	変動面積					0					0	0	0
身近な鳥獣生息地	箇所					0					0	0	0
	変動面積					0					0	0	0
計	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	変動面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	613

※1 箇所数 B-E  
面積 B+C-D-E

※2 箇所数 A+B-E  
面積 A+B+C-D-E

## (3) 特別保護地区の指定内訳

(第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区 名称	面積 (ha)	設定期間	指定 面積 (ha)	指定期間	指定 面積	指定 期間	
計									
計				指定なし					
計									
計									
合計									

※1( )内数は、期限付き重複指定地区 ※2( )外数は、重複指定地区を含む

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。また、休猟区の指定に当たっては、地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮する。

休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地域での新たな休猟区の指定を検討する。

休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努め、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。

また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意し、狩猟鳥獣による農林業等の被害の状況に応じて、第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

#### (2) 指定期間

休猟区の指定期間は3年とし、更新はしない。

## (3) 特例休猟区指定計画

休猟区については、すべて特例休猟区として指定する。

(第5表)

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称		指定面積(ha)	存続期間	局名
平成30年度	山都町	花上	特例休猟区	1,250	H30.11.1 ~ H33.10.31	上益城
	菊池市柏	柏	特例休猟区	1,490	H30.11.1 ~ H33.10.31	菊池
	南関町	南関	特例休猟区	1,528	H30.11.1 ~ H33.10.31	玉名
	和水町、南関町	江栗	特例休猟区	1,123	H30.11.1 ~ H33.10.31	玉名
	山鹿市鹿北町	鹿北	特例休猟区	1,169	H30.11.1 ~ H33.10.31	鹿本
	八代市(泉町)	下岳	特例休猟区	1,100	H30.11.1 ~ H33.10.31	八代
	水上村	江代	特例休猟区	1,078	H30.11.1 ~ H33.10.31	球磨
計		7箇所		8,738		
平成31年度	阿蘇市	阿蘇品	特例休猟区	700	H31.11.1 ~ H34.10.31	阿蘇
	八代市(泉町)	小金峰	特例休猟区	1,200	H31.11.1 ~ H34.10.31	八代
	水俣市	大川	特例休猟区	1,560	H31.11.1 ~ H34.10.31	芦北
	あさぎり町	阿蘇	特例休猟区	850	H31.11.1 ~ H34.10.31	球磨
	苓北町、天草市	苓北五和	特例休猟区	3,279	H31.11.1 ~ H34.10.31	天草
	熊本市	植木	特例休猟区	1,260	H31.11.1 ~ H34.10.31	本庁
計		6箇所		8,849		
平成32年度	南阿蘇村	両併	特例休猟区	1,170	H32.11.1 ~ H35.10.31	阿蘇
	芦北町	屋敷野	特例休猟区	1,260	H32.11.1 ~ H35.10.31	芦北
	人吉市	笹置山	特例休猟区	895	H32.11.1 ~ H35.10.31	球磨
計		3箇所		3,325		
平成33年度	益城町	津森	特例休猟区	1,440	H33.11.1 ~ H36.10.31	上益城
	菊池市旭志	旭志	特例休猟区	1,480	H33.11.1 ~ H36.10.31	菊池
	玉名市、玉東町	青野	特例休猟区	1,600	H33.11.1 ~ H36.10.31	玉名
	山鹿市平山	平山	特例休猟区	1,086	H33.11.1 ~ H36.10.31	鹿本
	上天草市	次郎丸岳	特例休猟区	1,762	H33.11.1 ~ H36.10.31	天草
	熊本市	田原	特例休猟区	1,070	H33.11.1 ~ H36.10.31	本庁
計		6箇所		8,438		
合計		22箇所		29,350		

#### 4 鳥獣保護区の整備等

##### (1) 方針

狩猟事故、違反の防止を図るため、新設の鳥獣保護区を重点的に標識等の設置を行い、既設標識等の劣化による立替も実施する。

また、鳥獣保護区の位置、区域を明確に説明、表示するため標識案内板を設置し、地域の人々が愛鳥活動に利用できるよう整備に努める。

さらに、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして鳥獣保護の必要があると認める場合には、関係機関等と十分な調整を図った上で、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

##### (2) 整備計画

###### ① 管理施設の設置

(第6表)

区分	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		計	
	実施箇所数	本数	実施箇所数	本数	実施箇所数	本数	実施箇所数	本数	実施箇所数	本数
標識等(制札)										
新規									0	0
更新	39	240	8	50	1	10	7	50	55	350

注) 新規：新規指定鳥獣保護区、更新：更新鳥獣保護区

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 方針

当面、狩猟鳥獣のうち、キジについては増殖が図られるよう努めることとし、ヤマドリについては様々な技術面が確立された時点で検討する。

#### 2 放鳥獣

##### (1) 方針

キジについては、狩猟による過去の捕獲数や第11次計画までの放鳥実績等を踏まえ、放鳥の効果と影響を勘案して、放鳥事業の実施を判断する。

なお、放鳥事業を実施する場合、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、野生鳥獣を育成する生産者等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせについて検討する。

放獣については、原則として実施しない。

#### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

##### 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

###### (1) 希少鳥獣

対象種は、以下の①、②、③のいずれかに該当する鳥獣とする。

- ① 法第2条第4項に基づき、環境大臣が定めるものであって、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣。
- ② 環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅ⅠA・ⅠB類又はⅡ類からはずれたものの、保護又は管理の手法が確定しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣。
- ③ レッドリストくまもと2014において絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に定められた鳥獣  
希少鳥獣の適切な保護及び管理のため、鳥獣保護区の指定や鳥獣保護管理員の巡回などを通して、生息環境の保全、生息状況の把握等に努め、地域個体群の存続を図る。

また、上記③については、必要に応じて、第一種特定鳥獣保護計画を作成し、保護に努める。

###### (2) 狩猟鳥獣

対象種は、以下の①、②に該当する鳥獣として、法第2条第7項に基づき環境省令で定められた鳥獣とする。

- ① 狩猟の対象として資源価値等を有するもの。また、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとしてその捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。
- ② 狩猟鳥獣とした場合に、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれがないもの。

なお、狩猟鳥獣の適切な保護及び管理のため、生息状況の把握や関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

また、必要に応じて、休猟区の指定や捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。

ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣である種については、(3)に準じた管理を図る。

さらに、農林水産業等の被害が著しく捕獲の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟による捕獲を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図る。

###### (3) 外来鳥獣

対象種は、本来我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図る。

また、本県において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣についても、必要に応じて上記に準じた捕獲等による管理に努める。

###### (4) 指定管理鳥獣

対象種は、法第2条第5項に基づき環境大臣が定める鳥獣とする。

本県における指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案のうえ、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の積極的な実施に努め、指定管理鳥獣の適正な管理を図る。

###### (5) 一般鳥獣

対象種は、希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び県内において本来の生息地以外に人為的に導入され生態系や農林水産業に被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）並びに指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

一般鳥獣の適切な保護及び管理のため、生息状況の把握に努め、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業、又は生態系等に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要

に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。特に生息数が著しく減少又は増加している一般鳥獣については、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画の積極的な作成及び実施により、地域個体群の存続や被害の防止を図る。

## 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項を第7表に示す。

なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。

また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。

(第7表)

	許可基準に係る共通事項
(1) 許可しない場合の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。</li> <li>② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。</li> <li>③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。</li> <li>④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。</li> <li>⑤ 愛玩のための飼養の目的で鳥獣を捕獲する場合。(違法な捕獲や乱獲を助長するおそれがあるため)</li> </ul>
(2) 許可に当たっての条件の考え方	<p>捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。</p> <p>特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。</p> <p>また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。</p>

<p>(3) わなの使用に当たっての許可基準</p>	<p>① わなの構造に関する基準          わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。</p> <p>1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合          ア イノシシ、ニホンジカ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。          イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。</p> <p>2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合          鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。</p> <p>3) 従事者1人当たりのわなの設置個数は30個以内とし、1日で見回れる個数以内とする。</p> <p>② 標識の装着に関する基準          法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。</p>
<p>(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方</p>	<p>地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。</p> <p>種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。</p>
<p>(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方</p>	<p>捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽きん類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。</p>

### 3 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、対象が法人である場合において、その法人の従事者に当たっては、次の基準に適合する必要がある。

#### 3-1 学術研究を目的とする場合

##### (1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

##### ① 研究の目的及び内容

次の1) から4)までのいずれにも該当するものであること。

##### 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

##### 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

##### 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

##### 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

##### ② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

##### ③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

##### ④ 期間

1年以内。

##### ⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

##### ⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

##### 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

##### 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

##### ⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

##### 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

##### 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

##### 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

##### (2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

網、わな又は手捕。

⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

### 3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

④ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

必要と認められる区域

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、次の1)から4)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。

2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。

3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。

4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

① 被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の基本的考え方

被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）は、鳥獣による農林水産業被害、生活環境の

悪化、人身への危害若しくは植生の衰退等の自然生態系の攪乱（以下「被害等」という。）が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合にその防止及び軽減を図るために行う。

農林水産業被害発生が恒常的に認められる場合は、予察捕獲を行うことができる。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図る。

被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の実施に当たっては、関係機関との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策が総合的に推進されるよう努める。

特に近年、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなどの野生鳥獣による農林作物などの被害が著しく増加しており、ニホンジカは主に菊池・阿蘇地域から芦北・球磨地域にかけて、ニホンザルは主に阿蘇、球磨、上益城地域、イノシシは県下全域に及んでいる。また、野外に捨てられたり、逃げ出したりしたペットが生態系に悪影響を及ぼしており、さらに、カラス類・ドバトなどにより、居住環境が悪化するなどの社会問題が顕在化してきている。

そのため、野生鳥獣の保護及び管理と農林水産業被害等の防止の観点から、計画期間中に被害が減少するよう総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、関係機関との連携による被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）に努めるとともに、適切な防除方法等に関しては、インターネット等も有効に活用し最も効果的な最新情報の提供等に努める。

また、県域の中でも特に農林業被害の著しいニホンジカ、イノシシについては、全県的に捕獲頭数及び許可期間等の許可基準を緩和するとともに、自衛のための被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）については、さらに基準の緩和を行うこととし、第二種特定鳥獣管理計画により対処していく。

ニホンザルについては、その生息数、分布域など生息状況に応じた個体群の管理の方法について、学識経験者、研究機関を含め科学的知見や長期的視点から検討を行い、個体群の適正な保護及び管理に努める。



地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。

なお、過去3年以上連続して同一作物に被害の発生した地域を「特別被害地域」として区分し、この地域において予察捕獲が実施できる。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにする。

③ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

鳥獣による農林水産業被害、生活環境被害又は生態系に係る被害を低減するためには、鳥獣の適正管理が重要である。ニホンジカは平成12年度から、イノシシは平成20年度から従来の特定鳥獣保護管理計画により被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）や個体数調整と併せて被害防除対策等を行い、これらの適正管理に努めてきたところである。

しかし、依然として農林水産業被害が高い水準で推移し、また、希少な野生植物が食害されるなど、地域固有の生態系への影響が顕在化してきていることから、ニホンジカ及びイノシシについては新たに第二種特定鳥獣管理計画を策定し、適切な管理の推進を図る。

（参照：第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項）

また、ニホンザルについては平成12年度に策定した「熊本県における野生サル対策方針」を平成23年度に見直し、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）等の対策を進めてきたところである。

これらの計画や方針を適宜見直し、引き続き鳥獣の適正管理に努める。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

(第9表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備考
ニホンジカ	平成12年度～	<p>県が、平成26年度に実施した生息状況調査結果によると、九州脊梁山地を中心とした高密度地域は減少し分散化傾向にあり、里山地域では高密度地域が多く見られる状況にある。</p> <p>県内の林業被害は近年1,000ha程度で推移しており、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、狩猟期間の延長、特例休猟区の指定、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）における規制緩和等の取組みにより捕獲圧を高め、個体群等の管理を行うとともに被害防除等の対策に総合的に取り組む。</p> <p>なお、捕獲数管理のための有害鳥獣捕獲実施状況調査、狩猟による捕獲状況調査、糞粒法の調査結果を用いて階層ベイズ法により解析した生息状況調査等を継続的に行い、適切な管理に努める。</p>	第二種特定鳥獣管理計画
イノシシ	平成20年度～	<p>県内の農林産物に対する被害状況から、生息分布は県内全域に拡大していると推測され、毎年の被害額は依然として高い水準で推移していることから、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、狩猟期間の延長、特例休猟区の指定、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）における規制緩和等を行い、イノシシの管理と被害防除等の対策に総合的に取り組む。</p> <p>なお、有害鳥獣捕獲実施状況調査、狩猟による捕獲状況調査等を継続的に行い、適切な管理に努める。</p>	第二種特定鳥獣管理計画
ニホンザル	平成12年度～	<p>近年、県内の農林産物に対する被害問題及び人に対する危害問題が顕著となっており、平成21年度及び22年度に実施した生息状況調査によると、本来生息していなかった地域にも新規の群れが出没するなど、被害及び行動圏域が増加・拡大傾向にあることから、被害防除や保護及び管理等の対策に総合的に取り組む。</p> <p>なお、「熊本県における野生サル対策方針」に基づき、被害状況調査、目撃情報調査、有害鳥獣捕獲状況調査、テレメトリスシステム等によるモニタリング調査を実施し、適切な保護及び管理に努める。</p>	熊本県における野生サル対策方針

#### ④ 被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）についての許可基準の設定

##### 1) 方針

###### ア 基本的な方針

許可に当たっては、被害発生予察、過去の捕獲の実績、農林水産業等への被害の状況等を分析し、捕獲の必要性が認められる場合は、原則として下記の許可基準により許可を行う。

鳥獣の種類ごとの許可基準に記載されていない鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての被害の防止の目的とした捕獲（有害鳥獣捕獲）許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱う。

なお、第一種特定鳥獣保護計画を作成している鳥獣又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱う。

また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該鳥獣の積極的な捕獲を図る。

###### イ 被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の実施に当たっての留意事項

捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させる。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立ち会い等により、それらが適正に実施されるよう対処する。

##### 2) 許可基準

###### ア 許可対象者（従事者）

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者とし、銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の（ア）から（オ）のいずれかの場合に該当する時は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

（ア） 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合。

ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合。

イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。

（イ） 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合。

（ウ） 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合。

（エ） 法人に対する許可であって、以下のア）からエ）の条件を全て満たす場合。

ア) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。

イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。

ウ) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。

エ) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

（オ） 林野庁九州森林管理局及び同各支署が国有林野及び官行造林地において、森林

管理局署長が選任する有害鳥獣捕獲に関する研修を受けた国有林野関係職員が網又はわなによる捕獲に従事する場合。

イ 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）であること。

ウ 期間

原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

なお、狩猟期間中及び狩猟期間の前後15日間における許可については、農林水産業等に係る被害の防止の重要性にかんがみ、適切な期間で許可するものとし、併せて、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民への事前周知を徹底させる等、適切に対応することとする。

エ 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

カ その他

(ア) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

(イ) 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではない。

(ウ) 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅少な種の取り扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来 of 許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

キ 鳥獣の種類ごとの許可基準

(第10表)

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件	
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数 (羽又は個・頭)	許可申請対象者	留意事項			
市町村長	ハシボソガラス ハシブトガラス ミヤマガラス	銃器	当該市町村内の必要な区域	通年	90日以内	100羽	(1)国、地方公共団体  (2)法第9条第8項の規定により環境大臣の定める法人  (3)被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者  (4)その他特に必要と認められる者	捕獲隊の編成	水稲、麦類、野菜、果樹、いも類、工芸作物、飼料作物、雑穀、居住環境、農業施設、家畜		
		銃器以外			90日以内	100羽					
	スズメ ニュウナイスズメ	銃器		4～11月	30日以内	500羽		捕獲隊の編成	水稲、飼料作物、麦類		
		銃器以外			30日以内	500羽					
	カワラバト (ドバト) キジバト	銃器		通年	30日以内	100羽		捕獲隊の編成	豆類、麦類、野菜、果樹、飼料作物、居住環境		
		銃器以外			30日以内	100羽					
	カモ類	銃器		4～5月 10～3月	30日以内	100羽		捕獲隊の編成	水稲、麦類、海苔、養殖魚		原則として狩猟鳥以外は許可しないこと
	ヒヨドリ	銃器		通年	90日以内	100羽		捕獲隊の編成	果樹、野菜		
	サギ類	銃器		通年	30日以内	15羽		捕獲隊の編成	海苔、養殖魚、居住環境		熊本県RDBに登載された種については許可しないこと
	イノシシ (イノブタ含む)	銃器		通年	6ヶ月以内	管理に必要な頭数		捕獲隊の編成	水稲、野菜、果樹、飼料作物、工芸作物、甘藷、いも類、林産物、		捕獲数は、第二種特定鳥獣管理計画における管理の目標を達成するために必要な頭数とすること。
		銃器以外			6ヶ月以内	管理に必要な頭数					

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件				
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数(羽・個・頭)	許可申請対象者	留意事項						
市町村 市長	ノウサギ	銃器		通年	30日以内	40頭		捕獲隊の編成	スギ、ヒノキ					
		銃器以外			30日以内	40頭								
	タヌキ	銃器		通年	90日以内	40頭		捕獲隊の編成	飼料作物、居住環境					
		銃器以外			90日以内	40頭								
	ノイヌ ノネコ	銃器		通年	30日以内	20頭		捕獲隊の編成	果樹、野菜、居住環境、家畜					
		銃器以外			30日以内	20頭								
	知事	カワウ		銃器	当該市町村の必要な区域(複数市町村の場合含む)	通年		90日以内	40羽			捕獲隊の編成	養殖魚	
		ニホンザル (特措法に基づく市町村への権限移譲分を除く)		銃器		通年		30日以内	15頭			捕獲隊の編成	水稻、野菜、果樹、飼料作物、豆類、雑穀、いも類、林産物、居住環境	
銃器以外			60日以内	15頭										
ニホンジカ (特措法に基づく市町村への権限移譲分を除く)		銃器	通年	6ヶ月以内		管理に必要な頭数	捕獲隊の編成	スギ、ヒノキ、水稻、野菜						
		銃器以外		6ヶ月以内		管理に必要な頭数								
アナグマ (特措法に基づく市町村への権限移譲分を除く)		銃器	通年	90日以内		40頭	捕獲隊の編成	野菜、果樹、飼料作物						
		銃器以外	通年	90日以内		40頭								
外来鳥獣 (移入鳥獣)		有害鳥獣捕獲の目的を達成するために必要と認められる方法、区域、時期、期間、員数とする。 ただし、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により防除の確認または認定を受けた鳥獣を除く。						捕獲隊の編成	自然生態系、農林水産業、居住環境					
上記以外の鳥獣	上記を参考とし、必要最小限のものとする。													

※ノウサギの数の数え方は、環境省の保護増殖事業におけるアマミノクロウサギの取扱いに準じて、頭とする。

⑤ 被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の適正化のための体制の整備等

1) 方針

被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施する。

特に、関係市町村に対しては、被害防止計画と整合性を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導する。

ア 捕獲隊の編成

ニホンジカ、イノシシその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう努め、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図る。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組みに加え、市町村又は農林業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組みを推進する。捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）のための出動の可能な者等を隊員として編成されるよう指導する。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図る。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成数が不足する場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努める。

イ 関係者間の連携強化

「熊本県農林水産業鳥獣被害対策プロジェクト会議」が主体となって、庁内関係課や各地域振興局、熊本農政事務所、市町村等との連携を図り、住民・行政が一体となった地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進する。各地域で被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）を円滑に実施するため、各地域振興局、市町村、農業協同組合、森林組合、猟友会等で構成される地域レベルの連絡協議会の設置に努める。

ウ 他県間との連携

県境を越えて分布するニホンジカ・イノシシについて、隣接県と情報交換、連絡調整を行い、相互の連携を図りながら一斉捕獲を実施する。

また、県境市町村だけでなく、全市町村に呼びかけて実施する。

エ 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の住民への情報普及によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言する。

## 2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第11表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
カラス類	県下全域	
スズメ類	県下全域	
カワラバト (ドバト)	県下全域	
カモ類	熊本、宇城、玉名、上益城、八代、球磨	
ヒヨドリ	熊本、宇城、玉名、鹿本、上益城、八代、芦北、球磨、天草	
サギ類	熊本、宇城、玉名、鹿本、阿蘇、上益城	
カワウ	菊池川流域、緑川流域、球磨川流域	
イノシシ	県下全域	他県との合同捕獲
ニホンザル	宇城、阿蘇、上益城、八代、球磨	
ノウサギ	熊本、宇城、玉名、鹿本、菊池、阿蘇、上益城、八代、球磨	
ニホンジカ	県下全域	他県との合同捕獲
タヌキ	熊本、玉名、菊池、阿蘇、上益城、八代、球磨、天草	
ノイヌ	宇城、菊池、阿蘇	
アナグマ	玉名、鹿本、芦北、球磨	

## 3) 指導事項の概要

県許可に係る被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）における指導事項は「熊本県有害鳥獣捕獲実施要領」に基づくものとする。市町村長許可に係るものについては、市町村長は必要に応じ、県の実施要領に準じ、捕獲許可を受けた者又は捕獲従事者に指導する事項を定める。

### 3-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(第12表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準					
		許可対象者	鳥獣の種類・数	捕獲期間	区域	方法	備考
(1)博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)。	6カ月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。	
(2)養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数(羽又は個)とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。	6カ月以内	住所地と同一都道府県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く)。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。	網、わな又は手捕。	
(3)鵜飼漁業への利用の目的	知事	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数(羽又は個)。	6カ月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	手捕。	
(4)伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く)。	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数(羽、頭又は個)。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く)。	30日以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。	
(5)その他公益上の必要があると認められる目的	知事	個々の事例ごとに判断する。	同左	同左	同左	同左	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

#### 4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

##### 4-1 捕獲許可した者への指導

###### (1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

###### (2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

###### (3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

##### 4-2 許可権限の市町村長への委譲

県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、分布等を踏まえ、市町村における鳥獣の保護及び管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする種を限定した上で、適切に市町村長に委譲する。

県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法令、基本指針、第12次計画及び「熊本県有害鳥獣捕獲実施要領」に従った適切な業務の施行や第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下両計画を併せて「特定計画」という。）との整合並びに県知事に対する許可事務の執行状況報告が適切に行われるよう助言する。

##### 4-3 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- (1) 愛がん飼養を目的とした平成23年度までの捕獲許可により捕獲された個体の登録票の更新は、1世帯当たり1羽に限り、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- (2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- (4) 愛がん飼養を目的とした平成23年度までの捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1世帯当たり1羽を超える飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。また、違法に捕獲した鳥類

については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

#### 4-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

##### (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

##### (2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

#### 4-5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得ること。

## 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

#### (1) 方針

銃猟及びわな猟に伴う危険の予防又は静穏の保持のための特定猟具使用禁止区域の指定については、都市化の進展、市街地の拡大を含む居住環境の変化、住民に危険が及ぶと予想されるような新たな地域の発生や鳥獣の生息状況の変化などに応じ、適切かつ柔軟に対応して指定にあたる。

なお、特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域の対象とする。

#### ① 銃猟に伴う危険を予防するための区域

銃猟による事故が頻発している区域、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用するものが多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所、及び衆人群集の集まる場所が相当程度の広がりを持って集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

#### ② 静穏を保持するための地区

#### ③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用するものが多いと認められる場所、その他わな猟に事故発生のおそれの高い区域

#### (2) 指定期間

特定猟具使用禁止区域の指定期間は10年とする。

(3) 特定猟具（銃）使用禁止区域指定計画

(単位：h a、箇所)

(第13表)

区分	単位区分	既特定猟具使用禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域				
				30年度	31年度	32年度	33年度	計(B)	30年度	31年度	32年度	33年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	42	箇所					0					0
	面積	32,402 ha	面積					0					0
計	箇所	42	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	32,402 ha	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	単位区分	本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域					計画期間中の増減	計画終了時の特定猟具使用禁止区域	備考
		30年度	31年度	32年度	33年度	計(D)	30年度	31年度	32年度	33年度	計(E)			
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所					0					0	0	42	
	面積					0					0	0	32,402 ha	
計	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	
	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,402 ha	

※1 箇所数：B-E  
面積：B+C-D-E

※2 箇所数：A+B-E  
面積：A+B+C-D-E

## (4) 特定猟具（銃）使用禁止区域指定内訳

(第14表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域							
年度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称		指定面積 (ha)	指定期間	備考1	備考2
平成30年度	菊池市、合志市、大津町	永	特定猟具（銃器）使用禁止区域	430	H30.11.1 ~ H39.10.31	再指定	菊池
	合志市、菊陽町、大津町	合志	特定猟具（銃器）使用禁止区域	490	H30.11.1 ~ H39.10.31	再指定	菊池
	荒尾市	小岱山	特定猟具（銃器）使用禁止区域	380	H30.11.1 ~ H40.10.31	再指定	玉名
	荒尾市、玉名市、長洲町	宮尾	特定猟具（銃器）使用禁止区域	712	H30.11.1 ~ H39.10.31	再指定	玉名
	玉名市	玉名	特定猟具（銃器）使用禁止区域	787	H30.11.1 ~ H39.10.31	再指定	玉名
	和水町	米渡尾	特定猟具（銃器）使用禁止区域	275	H30.11.1 ~ H39.10.31	再指定	玉名
	和水町	船山古墳	特定猟具（銃器）使用禁止区域	100	H30.11.1 ~ H39.10.31	再指定	玉名
	山鹿市	長谷原	特定猟具（銃器）使用禁止区域	123	H30.11.1 ~ H40.10.31	再指定	鹿本
	山鹿市	一つ目神社	特定猟具（銃器）使用禁止区域	15	H30.11.1 ~ H40.10.31	再指定	鹿本
	産山村	竹の畑	特定猟具（銃器）使用禁止区域	62	H30.11.1 ~ H39.10.31	再指定	阿蘇
人吉市	人吉	特定猟具（銃器）使用禁止区域	700	H30.11.1 ~ H39.10.31	再指定	球磨	
計	11箇所			4,074			
平成31年度	熊本市、嘉島町、益城町、御船町	浮島	特定猟具（銃器）使用禁止区域	850	H31.11.1 ~ H41.10.31	再指定	本庁、上益城
計	1箇所			850			
平成32年度	大津町	大津	特定猟具（銃器）使用禁止区域	185	H32.11.1 ~ H42.10.31	再指定	菊池
	荒尾市	荒尾	特定猟具（銃器）使用禁止区域	281	H32.11.1 ~ H42.10.31	再指定	玉名
	荒尾市、長洲町	桜山	特定猟具（銃器）使用禁止区域	675	H32.11.1 ~ H42.10.31	再指定	玉名
	天草市	本渡五和	特定猟具（銃器）使用禁止区域	1,713	H32.11.1 ~ H42.10.31	再指定	天草
計	4箇所			2,854			
平成33年度	山都町	通潤公園	特定猟具（銃器）使用禁止区域	262	H33.11.1 ~ H43.10.31	再指定	上益城
	南関町	白間山	特定猟具（銃器）使用禁止区域	135	H33.11.1 ~ H43.10.31	再指定	玉名
	天草市	牛深	特定猟具（銃器）使用禁止区域	175	H33.11.1 ~ H43.10.31	再指定	天草
	熊本市	舟島	特定猟具（銃器）使用禁止区域	198	H33.11.1 ~ H43.10.31	再指定	本庁
計	4箇所			770			
合計	20箇所			8,548			

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

### (1) 方針

現在、特定猟具使用制限区域は指定していないが、休猟区等解除後の区域については、狩猟者の集中入猟が予想され、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じて、特定猟具使用制限区域の指定を検討する。

## 3 猟区の設定

### (1) 方針

現在、猟区の設定は無いが、今後、猟区設定の計画が生じた場合は、必要に応じて、市町村、猟友会等と検討する。

## 4 指定猟法禁止区域

### (1) 方針

#### ① これまでの指定に関する基本的な考え方等

鉛製散弾による水鳥の鉛中毒事故の防止を図るため、特定の水辺域を選定し、水辺域における鉛製散弾の使用禁止規制を段階的に実施してきている。

第8次計画期間中に指定した、八代鉛散弾規制地域、不知火鉛散弾規制地域の2地域について、第9次計画期間において法第15条に基づく指定猟法禁止区域へ移行させている。

#### ② 今後の指定方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

#### ③ 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど、鳥獣の保護に支障がある場合、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

#### ④ 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法などについて付する。

### (2) 指定期間

指定猟法禁止区域の指定期間については、終期は設定せず、当分の間指定を継続する。

### (3) 指定猟法禁止区域（鉛製銃弾使用禁止区域）指定内訳

現在指定している地域は次の内訳表のとおりである。

今後は、これまでの指定状態をそのまま維持することを基本とし、新規指定については地域における合意形成に基づき柔軟に対応する。

(第15表)

指定年度	所在地	名称	指定面積 (ha) (変更前面積)	指定期間	摘要欄
平成15年度	八代市	八代指定猟法禁止区域	(2,450) 2,335	平成15年11月1日から の当分の間	平成24年11月1日 面積変更
	宇城市	不知火指定猟法禁止区域	1,072	平成15年11月1日から の当分の間	
県計			(3,522) 3,407		

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる鳥獣について、第一種特定鳥獣保護計画を作成する。

2 第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針

県又は鳥獣保護事業の一部を行う市町村等は、第一種特定鳥獣保護計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて当該計画の対象地域をさらに区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護事業を実施するための実施計画の作成に努める。

3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人のあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画を作成する。特に本県では、ニホンジカ及びイノシシの分布域の拡大等により農林産物への被害が深刻化しているため、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、狩猟期間の延長、特例休猟区の指定、有害鳥獣捕獲許可基準の緩和等により、個体群の管理を図る。

なお、その他の鳥獣についても、必要に応じて第二種特定鳥獣管理計画の策定を検討する。

(第16表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	主な内容
平成30年度	○農林業及び生態系被害の低減 ○計画的な管理を 広域的・継続的 に推進	ニホンジカ	H30.4.1～ H34.3.31	県下 全域	○狩猟期間の変更 11月15日～2月15日を 11月1日～3月15日に変更 ○狩猟が可能となる特例休猟区の指定 ○規制する猟法の規制解除 輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる 狩猟の規制を解除 ○第二種特定鳥獣管理計画に定める指定管 理鳥獣捕獲等事業の実施
平成30年度	○農林業及び生態系被害の低減 ○計画的な管理を 広域的・継続的 に推進	イノシシ	H30.4.1～ H34.3.31	県下 全域	○狩猟期間の変更 11月15日～2月15日を 11月1日～3月15日に変更 ○狩猟が可能となる特例休猟区の指定 ○規制する猟法の規制解除 輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる 狩猟の規制を解除 ○第二種特定鳥獣管理計画に定める指定管 理鳥獣捕獲等事業の実施

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

県又は鳥獣管理事業の一部を行う市町村等は、第二種特定鳥獣管理計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて当該計画の対象地域をさらに区分した地域において、年度別に適切な鳥獣管理事業を実施するための実施計画の作成に努める。

## 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

県内に生息する野生鳥獣の実態を把握するため、関係団体等の協力を得て調査を実施し、調査精度を向上させるための資料整備及び調査研究体制の確立を図る。

### 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

#### (1) 方針

これまでの調査結果を踏まえ、県内に生息する野生鳥獣等について調査を行い、生息分布及び生態などについて把握する。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を必要に応じて継続的に調査し、保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布の把握に努める。

#### (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

(第17表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ガン・カモ・ハクチョウ類等	H30～H34	地域、時間等を定めたカウント方法によるセンサス調査 広域的な有害鳥獣捕獲による保護管理が求められているカワウのカウント方法によるセンサス調査	県内の河川、湖沼、干拓地	1月

#### (4) 狩猟鳥獣生息状況調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等によって、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。キジ・ヤマドリについては、出合い数調査を継続して生息数の変化を把握する。放鳥するキジの個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査する。生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣については、その生息数や生息密度を含めて重点的に情報収集に努める。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

#### (5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

熊本県内におけるニホンジカの生息状況を把握し、今後のシカ個体群の保護及びその管理事業に必要な調査を行う。

(第18表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ	平成30年度～ 平成33年度 (うち1年間)	糞粒法の調査結果を用いて階層ベイズ法により解析した生息数を推定し、過去から現在までにおける生息の動向、捕獲等に関する動向等の分析を行う。	

### 3 法に基づく諸制度の運用状況調査

#### (1) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）については、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の

性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等から収集すべき基本的な項目を定める。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定できるよう情報収集に努める。

また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な限り報告させる。

(2) 制度運用の概況情報

県は、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握する。県はこの情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更を活かすとともに、国に提供する。

4 新たな技術の研究開発

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発

銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術について検討する。わな猟について、新しい猟法の技術開発及び錯誤捕獲の少ないくくりわなやはこわなの改良について検討する。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について検討する。

(2) 被害防除対策に係る技術開発

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発について検討する。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分について検討する。

## 第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材の育成に努める。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行う。

#### (2) 設置計画

(第19表)

区 分	現 況(人)			計画終了時 (人)			備考	
	専任	兼任	計	専任	兼任	計		
本庁 (自然保護課)		4	0	4	4	0	4	
	うち専門的知見を有する職員	1	0	1	1	0	1	
出先 (地域振興局)		0	20	20	0	20	20	
	うち専門的知見を有する職員	0	0	0	0	4	4	

#### (3) 研修計画

(第20表)

名 称	主催	時期 (月)	回数/ 年	規 模	人数	内容・目的	備考
鳥獣行政研修	県	4	1	地域振興局職員等	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護管理法令の基本的事項</li> <li>鳥獣保護区等の狩猟制限制度</li> <li>鳥獣飼養指導取締等鳥獣行政実務知識一般</li> <li>鳥獣保護管理法第76条に基づく司法警察員制度に関する職務等に係る研修</li> </ul>	
市町村鳥獣行政担当者研修会	県	5	1	市町村職員	45	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護管理法令の基本的事項</li> <li>鳥獣保護区等の狩猟制限制度</li> <li>鳥獣飼養指導取締等鳥獣行政一般</li> </ul>	
野生生物研修	国	5	1	全国	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生生物保護制度</li> <li>狩猟制度</li> <li>鳥類標識調査</li> <li>司法警察員制度等</li> </ul>	
狩猟免許更新講習講師研修	県	7	1	地域振興局職員等	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟、銃器の取扱い及び鳥獣判別等関係法令</li> </ul>	

### 2 鳥獣保護管理員

#### (1) 方針

##### ① 鳥獣保護管理員の活動について

鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区等の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等とする。

##### ② 鳥獣保護管理員の任命について

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を

有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。

③ 鳥獣保護管理員の総数について

鳥獣保護管理員の総数は、鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置する。現状の総数の維持を前提にせず、勤務内容に応じて、必要な人数の配置を検討する。

(2) 設置計画

鳥獣保護管理員の配置については、上記(1)の方針に基づき60人を配置することとし、必要に応じて配置計画を見直す。

(3) 年間活動計画

年間を通して鳥獣保護区等の整備、鳥獣の異常死等を含めた鳥獣生息調査、鳥獣違法捕獲（密猟）飼養指導取締等、鳥獣保護管理法令啓発・PR、愛がん用鳥類違法捕獲・飼養等指導取締及び有害鳥獣捕獲調査指導を行う。さらに、狩猟期間においては狩猟事故違反防止取締を行う。

(4) 研修計画

年に1回（5月頃）地域振興局単位で、鳥獣保護管理法令に基づく鳥獣保護管理員の職務権限、鳥獣保護区等の制度、狩猟や有害鳥獣捕獲の制度、指導取締、各種調査等に関する研修を鳥獣保護管理員に対し行う。

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り、適所に配置する。また、鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるよう研修等に努める。

(2) 人材の育成及び配置

① 県職員の育成及び配置

鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された県職員は、鳥獣保護管理法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価について、県や国、大学等が実施する研修等の活用を検討する。県は、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修を行う。

② 鳥獣保護管理員の育成及び配置

県は、自らの事務を補助する鳥獣保護管理員を対象とした研修を計画的に実施し、資質の維持・向上に努める。

③ 市町村職員の育成

県は、鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された市町村職員が、鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価に関する内容を有する研修等を受講できるよう配慮する。

④ 民間の保護及び管理の担い手の育成

県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、県は、認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための講習会等の開催に努める。

(3) 研修計画

(第21表)

名称	主催	時期	回数／年	対象	内容	備考
捕獲技術研修会	県	7～9月	3～5回	市町村職員 狩猟免許所 持者等	専門家による鳥獣ごとの捕獲技術に関する研修	

(4) 狩猟者の育成及び確保のための対策

県は、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割に

について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手續の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実を進める。

- ① 試験実施回数 6回/年
- ② 受験者の負担軽減（知識試験と技能試験を同日に実施）

(5) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等事業に携わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待される。

県は、鳥獣捕獲等事業者に対する技能知識講習や安全管理講習等の機会を通じて、その従事者に対する技術の向上を図り、認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識・安全管理の維持及び向上を図るため、必要な情報の提供に努める。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

鳥獣保護センターは、傷病鳥獣の保護を図るために必要な次に掲げる業務を行う。

- ① 傷病鳥獣の保護（受け入れ及び治療、リハビリ、放鳥獣）
- ② 鳥獣の保護についての指導及び助言
- ③ その他鳥獣保護センターの目的を達するために必要な業務

5 取締り

(1) 方針

鳥獣密猟取締・飼養取締、狩猟事故・違反防止取締については、警察当局や鳥獣保護管理員等と協力して計画を立てるものとし、また、必要に応じ市町村とも連携し、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じる。

なお、取締りに際しての情報収集等については、必要に応じて関係団体等との連携・協力を努める。

- ① 過去の違反状況を踏まえ、狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。
  - 1) 過去数年間において、事故・違反等の多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。
  - 2) 密猟者、狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。  
なお、法令違反者の処分については、迅速に行うよう配慮する。
- ② 愛鳥週間が始まり、また同時に野鳥の繁殖期となる5月から6月を取締強化月間と定め、特に、重点的かつ濃密な指導取締を実施する。
- ③ 狩猟以外のわな等についても、氏名等の表示が義務づけられたことを踏まえ、取締りについても強化する。
- ④ 鳥類の飼養登録票を添付せず愛がん飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性が高いので、必要に応じ市町村と連携して指導及び取締りを重点的に実施する。
- ⑤ 狩猟事故防止のための取り組みについては県猟友会と連携協力して実施する。
- ⑥ 近年における県民等の自然保護及び鳥獣保護への意識の高揚に対処しながら適切に実施する。
- ⑦ 愛がん用鳥獣に係る立入検査を市町村が実施する場合は、適切に実施できるよう指導する。

## (2) 年間計画

(第22表)

活動内容	活動時期	内容・目的
広報活動	5月～6月	野鳥の繁殖期を控え、市町村広報誌等による広報
違法捕獲飼養防止等合同指導取締り	5月10日～6月9日	愛鳥週間及び野鳥の繁殖期における、県、警察、鳥獣保護管理員、市町村と連携した合同指導取締り
適法飼養確認等巡回指導取締り	通年	飼養登録を受けている者に対する確認、巡回、指導取締
違反通報事案等指導取締り	通年	県民及び自然保護団体等からの通報による取締
狩猟期間における取締り (県下一斉取締り)	狩猟期間中 (狩猟解禁日)	狩猟事故、違反防止のための注意喚起等

## 6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業を遂行するために必要な財源の確保に努めるとともに、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣保護区の設定及び放鳥獣事業、狩猟行政事務、鳥獣保護管理員など、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する行政に必要な経費にあてる。

## 第九 その他

### 1 狩猟の適正化

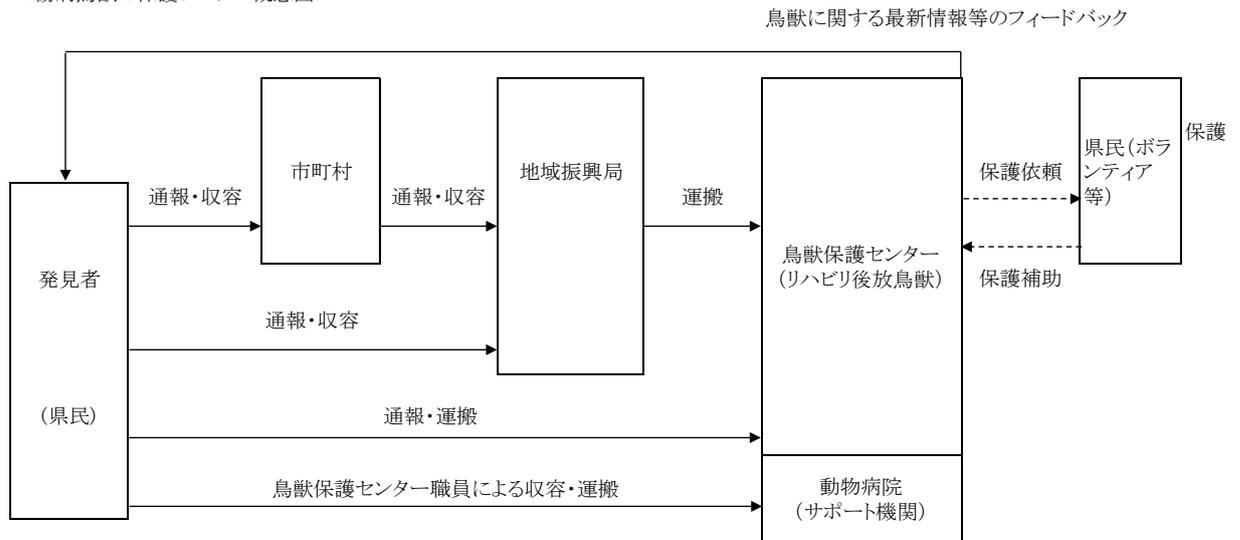
狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細やかに実施する。

### 2 傷病鳥獣救護への対応

#### (1) 傷病鳥獣の保護体制

傷病鳥獣の保護については、鳥獣保護センターを中心に位置付け、次に示すようなシステムの機能充実向上を図る。

<傷病鳥獣の保護システム概念図>



#### (2) 傷病鳥獣救護の基本的な考え方

傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応する。

- ① 傷病鳥獣救護については、傷病鳥獣保護業務の体制強化を図るため、日本野鳥の会、動物病院、自然保護関係のボランティア団体、NPO等と連携しながら、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。
- ② 救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣種の選定等を行う。これらの選定の際には、地域の合意形成及び住民への普及に努める。
- ③ 傷病鳥獣のリハビリテーション等における民間活用として、傷病鳥獣保護ボランティア制度を設けているが、今後もボランティア制度の充実に努め、県民とのパートナーシップの推進を図る。
- ④ 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことについて、ホームページ等を活用して、いわゆる「誤認救護」が発生しないように正確な情報を県民に対し周知徹底する。

#### (3) 救護個体の取扱い

救護個体の取扱いは以下のような考え方を基本として対応する。

- ① 収容に当たっては、鳥獣保護管理法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律、文化財保護法等関係する法令に基づき、法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。
- ② 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。
- ③ 外来生物法に基づく特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り

苦痛を与えない方法で致死させる。ただし、外来生物法による手続を経た上で終生飼養が可能な場合は、この限りではない。

- ④ 野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死など「熊本県鳥獣保護センター管理運営要領」に基づき適切に対処する。
- ⑤ その他の傷病鳥獣については、救護活動に対するネットワーク体制を活用して、収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰を行う。

#### (4) 感染症対策

収容個体は、必要に応じ搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、狂犬病予防法等の関係法令等の規定に伴い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分に留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、関係機関と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者に対し衛生管理等に関する研修を行う。

#### (5) 野生復帰

野生復帰は以下のような考え方を基本として対応する。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

### 3 油等による汚染に伴う水鳥の救護

都道府県は、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ、連絡体制を整備する。また、民間含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を、受講させるよう努める。

### 4 感染症への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備しておく。

#### (1) 高病原性鳥インフルエンザ

人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「熊本県高病原性鳥インフルエンザ（野鳥関係）対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、関係機関と連携しつつ適切な調査に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努める。

#### (2) その他感染症

その他感染症について、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。特に口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

### 5 普及啓発

#### (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

##### ① 方針

愛鳥週間を中心に、愛鳥ポスターコンクール等の行事を実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を行うとともに、市町村、学校、日本野鳥の会、県猟友会をはじめとする関係団体、NPO等との協力体制の整備をより一層図る。

また、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることについても理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉として活用することを推進するよう努める。

② 事業の年間計画

(第23表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間行事(展示)	←→										←→		
愛鳥週間用ポスターコンクール			募集・審査							発表	←→		

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第24表)

行事名\年度区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	備考
愛鳥週間行事	・ポスター配布 ・愛鳥作品コンクール ・愛鳥作品コンクール入賞作品展	〃	〃	〃	

(2) 安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行ったものによる感染症の伝播等の誘引となり、生態系や鳥獣保護管理への影響を生じさせるおそれがあるため、安易な餌付けの防止に努めるとともに、普及啓発を積極的に推進する。その際には、以下の点について留意する。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- ② 観光業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図り、餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行う。
- ③ 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

(3) 猟犬の適正な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の観察施設等の整備

探鳥会の開催等により県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に観察施設等を整備するよう努める。

(5) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

愛鳥活動の継続や活性化を優先的に展開することとし、新たな指定については必要に応じて行う。

身近な鳥獣生息地として指定している鳥獣保護区が存在する小・中学校の児童生徒等による、野生生物保護実績発表大会等への参加について支援する。

なお、緑の少年団、ボーイスカウト・ガールスカウト等の関連団体と有機的連携を図り、

愛鳥モデル校の活動の再活性化を図る。

一方、学校教育現場における総合学習の機会として本制度を活用する。

さらに、野生生物功労者表彰制度等を活用し、活動レベルのさらなる向上を図る。

② 指定期間 当分の間

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

これまでの指定校を巡回し現地指導を行うとともに、愛鳥週間関連行事等への参加についても普及を図る。

(参考) ※過去の愛鳥モデル校指定状況(平成28年度末時点)

小学校 23校

中学校 4校

計 27校

(6) 法令の普及徹底

狩猟及び有害鳥獣捕獲に伴う事故及び違反の防止を図るため、関係団体への指導を行うとともに、鳥獣捕獲の規制制度、鳥獣飼養登録制度等について、県及び市町村の広報誌、ポスター、パンフレット、ホームページ等によりその周知徹底を図る。